

一、私の姓名は富岡定俊である。日本海軍の元少将で軍令部の作戦所掌部である。第一部の第一課長として、基本的作戦に關し計画及び連絡に當つてゐた。

二、當時私は大佐で直屬上官は第一部長の福留少将であ

四、^四 福留少将は永野軍令部總長の命により伊藤軍令部

次長と共に軍令部の一般作戦計画案を大臣に通

三、^三 知^三 福留少将は海軍大臣であつた故に真珠湾攻撃は他の海軍作戦の計画の立案には何等關與しな

三、
能~~も~~持たなかつた。此の点を更に説明すると嶋田
三、
分~~離~~されてゐた。又勿論之等作戰計畫に干渉する
能~~も~~持たなかつた。此の点を更に説明すると嶋田

大將は海軍の作戰行動に關して相談を受けて居ら
す。ヘッドライン海戰の如き海軍作戰も其の計畫が
完成してから通知せられた。

四、官制上海軍大臣は所謂大本營の一員ではあつたが
二、當の關係を充分了解する為には若干の説明が必

要である。大本營と信區との間に當の關係が
大本營と信區との間に當の關係が
やうである。大本營は事實上參謀本部と軍令部が
り出来上つておつた。各々は別個にそして又屢々互に

相談することさへ無く決定をなした。

諸事務は大體非公式に處理されてゐたので事實上大本營の會合が行はれたことを私は承知しない。大本營には中央事務所とか獨立した建物とかは無かつた。海軍部は海軍の建物にあり陸軍部は陸軍の建物で仕事としてゐた。

嶋田大將は軍令部で催された作戰討議には全然出席したことなく勿論陸軍側の討議には出席出来なかつた。

従つて海軍大臣を大本營と關聯ありとする事から生じた印象は誤であることが明らかとなるわけである。

№ r. noc #

2911

Shimada

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

宣誓供述書

供述者

富岡定保

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國

其他

對

荒不貞夫

其他

2303

№ 1. No 6 4

昭和二十二年（一九四七年）拾月拾日

於極東國際軍事裁判所内

供述者

富田定俊

右ハ營立命人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於

立會人

高橋新次

№ 1. 100 ♣

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

書

署名捺印

富田定俊

